

畜安第203-3号  
令和3年6月7日

一般社団法人埼玉県畜産会長  
埼玉県肉用牛経営者協会会長  
埼玉県酪農協会会長  
埼玉県畜産技術振興会長  
埼玉県養豚協会会長  
埼玉県養鶏協会会長

様

埼玉県農林部畜産安全課  
課長 野澤裕子（公印省略）

#### 埼玉県飼養衛生管理指導等計画の公表について（通知）

日頃、本県家畜衛生行政の推進について、御理解、御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、家畜伝染病予防法第12条の3の3に基づき国が定めた飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日公表）に則り、同法第12条の3の4に基づく埼玉県飼養衛生管理指導等計画を定めましたので通知します。

この計画は、県が、家畜の飼養者に対する飼養衛生管理基準に係る指導の基本方針と重点的に指導等を行うべき事項について定めたものです。

つきましては、本計画を貴会会員に周知いただくとともに、計画の主旨を御理解の上、貴会会員におかれては、家畜を飼養する農場において飼養衛生管理が遵守されるよう、また、家畜衛生対策の自主的な取り組みの活性化について御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### 記

- 1 計画期間：令和3年度から令和5年度まで
- 2 計画の概要：別紙のとおり
- 3 公表ページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/katikuboueki-top/index.html>

担当：家畜衛生担当  
電話：048-830-4174

## 飼養衛生管理指導等計画概要

名称	埼玉県飼養衛生管理指導等計画
趣旨	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）第12条の3の3に基づき国が策定する「飼養衛生管理指導等指針」に即して、法12条の3の4に基づき、各都道府県が定めるもの。 令和3年4月1日より3年間を計画期間として、当該期間中の県内の飼養衛生管理の指導等の実施方針について示す。
概要	<p><b>第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準を遵守するよう指導する。</li> <li>・ 法第12条の4に基づく毎年の定期報告に併せて報告される自己点検結果により遵守状況の確認を行う。</li> <li>・ 家畜防疫員が原則として年1回以上立入検査を実施し、飼養衛生管理状況を確認し指導する。</li> <li>・ 指導にあたり、家畜防疫員の判断基準の平準化を図る。</li> </ul> <p><b>第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾患の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県の伝染性疾患のサーベイランス計画</li> <li>・ 法及び家畜防疫対策要綱、各疾病のガイドライン等に基づく検査、注射等を実施し、家畜の伝染性疾患の発生予防やまん延防止を図る。</li> <li>・ 検査結果等に基づき、農場の衛生管理の指導を行う。</li> </ul> <p><b>第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項</b></p> <p>農場への病原体侵入防止措置として、次の事項に重点を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衛生管理区域の出入り口における車両消毒を実施すること。</li> <li>・ 衛生管理区域、畜舎ごと等において専用の衣服・靴を使用し、手指の洗浄・消毒を実施すること。</li> <li>・ 野生動物侵入防止対策を徹底すること。</li> </ul> <p><b>第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県域の生産者団体等と連携し、家畜保健衛生所の管轄地域を単位とする自衛防疫団体の設置を促し、自主的措置の活性化を図る。</li> <li>・ 自衛防疫団体の活動が適切かつ円滑に行われるよう、自衛防疫団体に対し、指導・助言を行う。</li> </ul>

	<p><b>第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導の主体となる家畜防疫員の確保を図るとともに、家畜衛生以外の情報も含めた総合的な指導が可能な人材を育成する。</li> <li>・ 指導にあたり、研修等を実施し家畜防疫員の判断基準の平準化を図る。</li> <li>・ 家畜の所有者に対し、適切な飼養衛生管理者の選任を指導する。</li> <li>・ 飼養衛生管理者に対し、飼養衛生管理基準の遵守に必要な知識及び技術等を取得・向上させるための研修会を年1回以上実施する。</li> <li>・ 家畜の所有者が指導に応じず、改善の意思を示さない場合は、法に基づき、助言、指導、勧告、命令等を行う。命令違反者については同法に基づきその旨を公表する。</li> </ul> <p><b>第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導実施に関し必要な事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県における家畜の伝染性疾病の発生予防、まん延防止を図るため近隣都県等で構成する協議会等と連携を図る。</li> <li>・ 特定家畜伝染病など重大な家畜伝染病が家畜又は野生動物で発生した場合に、防疫指針に基づき緊急点検を実施し、異常が確認された場合の速やかな通報を指導する。</li> <li>・ 畜産農家以外の家畜を飼養する施設（動物園等）についても飼養衛生管理基準の遵守を指導する。</li> </ul>
策定日	令和3年4月1日